

ヤスクニ・レポ 191

戦後70年8月15日にあつて、今後を考える

代表 西川重則

1

皆さんも同じだったと思っているが、私にとって8月15日は特に多忙な一日であり、朝5時に聖書を読み、祈りをし、6時30分に、靖国神社に出かけた。午前9時には集会のため会場に行かねばならなかった。例年のことであるが、8時頃に全国から来ている人々が靖国神社での参拝のため列をなしている状態であり、集会後に改めて仲間と一緒にすぐ隣の会場から靖国神社に行ったが、更に多くの人々が列をなして参拝を待つ状況だった。

その時は、午前から始まった「英霊にこたえる会」と「日本会議」共催の推進運動が行なわれており、名の知れた稲田 朋美自民党政調会長・衆議院議員が発言をしていた。その集会は毎年靖国神社の境内の一角を借りての大集会であり、「第29回戦没者追悼中央国民集会」と名づけられ、安倍首相も首相でない時参加して発言をしていた。その集会では毎年必ず「声明」を発表するが、結びのところは昨年とほとんど変わらない内容であり、次のように戦後70年を強調し、所期の目的達成を訴えている。

「終戦七十年の年を迎え、我々はあらためて、安倍総理に靖国神社参拝を継続し、『総理参拝の定着』を要望するとともに、英霊の御前において、憲法改正の早期実現を中心とする諸問題に取り組み、誇りある国づくりを目指す国民運動を一層力強く展開することを誓うものである」。

「英霊にこたえる会」(1976・6・22、会長石田和外元最高裁長官)の結成総会の時に、その集会に参加し、初めから閉会までの様子を具体的に知ることができた。

「英霊」にこたえることがなかったことを恥じ、初代の会長に就任された石田氏やキリスト者の方が入会の希望を述べたり、さまざまな動向や運動についてずっと関心を持ち、今日の運動の中核の部分を担っていることを軽視してはならないと思っている。

日本会議は1997年5月30日に設置された。その論理・運動の現状は同様に軽視されてはならない。

「国旗国歌法」の成立(1999年8月9日)過程や「改正教育基本法」の成立(2006年12月15日)の時の模様についても国会傍聴16年の私は直接知ることができた一人である。

とにかく、私たちと違った立場で、憲法問題や教育問題に強い関心があり、自民党政権、特に安倍内閣の場合、首相と麻生太郎副総理は日本会議の特別顧問、石破 茂地方創生大臣は相談役、下村博文文部科学大臣、高市早苗総務大臣は副会長、山谷えり子国家公安・拉致担当大臣は政策審議会議長といった具合である。安倍内閣の首相始め閣僚らのうち13人が「日本会議国会議員懇談会」のメンバーと言われている。

以上の報道は「東京新聞」(2014・7・31)に掲載されているが、私の場合と同じように「東京新聞」の記者が労を惜しまず私の家に来られて取材されることから、「日本会議」についても具体的に正確に取材されての報道であることを確信していること、一読の価値があることを述べておきたい。

2

さて、今年の<8・15>集会は、私の場合、午前だけでなく、午後1時から別の会場で4時過ぎまで、有意義な諸報告がなされ、毎年のことであるが、韓国からも来日され、国際連帯の具体例として私たち日本人の諸団体との有意義な交流に強く感謝している。私自身は講演であるが、「戦争は国会から始まる―傍聴16年」と題して、地味であるが、私にとっては聖書の学び・祈祷、休むことなく出席している教会の礼拝と水曜日の祈祷会同様に、一年中国会傍聴を続けて私の果たすべき学びの成果としての歴史の事実に基づく歴史認識の共有を求めての訴えを旨として講演の責任を果たしたいと常日頃思っている。以下幾つかを柱にした私の要望について述べ、共なる今後の課題としたい。

その一 憲法の「前文」及び第九条についてであるが、「前文」は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」ことへの確信。従つて、安倍政権が権力によつて憲法違反の明白な「平和安全法制」を成立させる権限を持っていないこと。

その二 その具体例として第9条の原則・解釈・適用を拡大解釈し、日米軍事協力により違憲の明白な「戦争法案」を行使することは許されないこと。

その三 憲法第20条の「信教の自由」及び第3項「政教分離」の拡大解釈によつて違憲の明白な特定の宗教法人靖国神社などに参拝することは許されないこと。自由民主党の「日本国憲法改正草案」の決定（2012・4・27）により、改憲（改悪）をして、日本の憲法とし、その第102条に明記してある文言、「全て国民は、この憲法〔自由民主党の「日本国憲法改正草案」〕を尊重しなければならない」との発想は許されないこと。

以上の諸項目の最後に、日本国憲法が強く求め承認し主張している第99条を結びの文言として、確信をもつて強調し、すべての公務員が尊重すべき条文として、主権者・有権者の立場から、断乎その条文を公務員が心に刻み、実践すべき憲法政治であるこ

とを求めていること。

重要な第99条の全文は次の通りである。

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」。

戦後（敗戦）70年8月15日にあつて、私たち主権者・有権者が考え、確認すべきこととしてもう一つ挙げれば、福島など大震災問題などがある。沖縄の問題として、安倍政権も従来通りの日米同盟を重視しての解決策を求めているが、そうではなく、私が尊敬する大田昌秀沖縄県知事が当時知事として「平和の礎」を具象化した（1995・6・22、除幕）こと、その沖縄のこころの具体化の主張、平和行政の推進を願つての「平和・共生思想の実践」のこころを次のように見事に表明されている一文を採録して終りたい。安倍政権が沖縄の問題を根本的に考え直す文言であることを改めて強調しておきたい。

「この理念の目指すところは、一つには、平和行政を推進することにより、戦争や基地のない平和な社会をつくることにあります」（西川重則著『平和を創り出すために』、いのちのことば社発行。166頁、167頁参照）（2015・8・16）。

2015年7月17日例会奨励 ルカ13：10～17「安息日論争」 日本同盟基督教団馬込沢キリスト教会 牧師山本進

モーセの十戒の第四戒、「安息日を覚えて、これを聖なる日とせよ。六日間、働いて、あなたのすべての仕事をしなければならない。しかし、七日目は、あなたの神、主の安息である。あなたは、どんな仕事もしてはならない。」神がモーセを通して与えられた十戒は守らなければならない。この正論にイエス様はどのように立ち向かつて行ったでしょう。

規則は守られるためにあるのではなく、守るべきものを守るために規則があります。安息日を守る。その規則がある。その安息日はなんのためにあるのか。それは人のためにある。「安息日は人間のために設けられたのです。人間が安息日のために造られたわけではありません。」と考えるのがイエス様です。

私たちは、どちらがより正しいか、判断しにくい問題に対しては、イエス様にならつて、それぞれが何を大切にしているかを考えていくと、大きな違いに気づき、より正しく判断できると思います。

戦争放棄か、個別的自衛権か集団的自衛権の行使か。日本国憲法か、安全保障関連法案か。これらは何を大切にしているのか、を考えます。国家は、政府と国民の二つの要素があります。政府、国民両方を大切にするか、政府を大切にし国民に圧力をかけるか、政府に圧力をかけ国民を大切にするかです。

戦争放棄は、国防に関して、現状政府に圧力をかけていますが、戦後70年の平和は国民を大切にしていると思います。そして将来的には、国民・国家両方を大切にし、また相手国民・国家をも大切にします。憲法前文や9条は先の大戦を反省して、相手国政府、国民を大切にしている内容になっています。戦争は国益という名の政府のメンツをかけた戦いです。強い国家が弱い国家への進出をやめる。戦争放棄は強い国家、平和国家の取るべき態度です。外交によるこの実現こそが主の平和への道で、世界への大いなるチャレンジだと思います。